

第 12 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和3年11月30日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	コンピュータ計測 制御型万能材料試 験機	熊本市北区清 水新地六丁目 4番1号 株式会社鈴屋 商会熊本	工作機械として 使用するため	109,956,000 円

(提案理由)

熊本県教育委員会において使用する工作機械として、物品を購入する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。